



# 産業廃棄物処分業許可証

住所 さいたま市岩槻区大字浮谷1881番地3

氏名 新日本環境整備株式会社

代表取締役 三橋 謙一

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

許可証確認用  
複写及び他の使用目的は  
無効です

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

さいたま市長 清水 勇 人



許可の年月日

令和5年7月3日

許可の有効年月日

令和10年7月2日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）

### 中間処分業

- 焼却：廃油 以上1種類
- 脱水：汚泥 以上1種類
- 中和：廃酸、廃アルカリ 以上2種類
- 固化：汚泥、廃酸、廃アルカリ 以上3種類
- 蒸発濃縮：廃酸、廃アルカリ 以上2種類
- 蒸発濃縮・脱水：汚泥 以上1種類
- 油水分離・焼却：廃油 以上1種類

- ※1 産業廃棄物の種類に(\*)のあるものは、石綿含有産業廃棄物を含む。
- ※2 産業廃棄物の種類に(#1)のあるものは、水銀使用製品産業廃棄物を含む。
- ※3 産業廃棄物の種類に(#2)のあるものは、水銀含有ばいじん等を含む。

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

別記1のとおり。

3. 許可の条件

特になし。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	内容
昭和58年8月26日	新規許可（県知事許可）
令和5年7月3日	更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有・無

許 可 証 確 認 用  
 複 写 及 び 他 の 使 用 目 的 は  
 無 効 で す

【別記1】

**事業の用に供する施設の設置場所**

 さいたま市岩槻区大字浮谷字寺家1881番3、1881番5、1881番6、1881番7、1881番12、1881番13、1881番14、1881番15、1881番16、1881番17、1881番18、1881番19  
 以上12筆（面積7,037.28㎡）

**処理施設の概要**

施設の種類	処理能力（稼動時間）	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
焼却施設	18.0 m <sup>3</sup> /日（24時間）	廃油 以上1種類	昭和58年8月26日 平成9年12月1日 特産5-26
脱水施設	50.0 m <sup>3</sup> /日（8時間）	汚泥 以上1種類	昭和58年8月26日 _____
	50.0 m <sup>3</sup> /日（8時間）		
中和施設	32.0 m <sup>3</sup> /日（8時間）	廃酸、廃アルカリ 以上2種類	昭和58年8月26日 _____
	32.0 m <sup>3</sup> /日（8時間）		
	36.0 m <sup>3</sup> /日（8時間）		
固化施設	20.0 m <sup>3</sup> /日（8時間）	汚泥、廃酸、廃アルカリ 以上3種類	昭和58年8月26日 _____
蒸発濃縮施設	120 m <sup>3</sup> /日（24時間）	廃酸、廃アルカリ 以上2種類	昭和58年8月26日 _____
蒸発濃縮・脱水施設	120 m <sup>3</sup> /日（24時間）	汚泥 以上1種類	昭和58年8月26日 _____
油水分離・焼却施設	10.0 m <sup>3</sup> /日（8時間）	廃油 以上1種類	昭和58年8月26日 _____

**保管施設の概要**

（処理前）

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
汚泥 以上1種類	_____	2.80m (20 m <sup>3</sup> 槽2基)
廃油 以上1種類	_____	6.30m (8 m <sup>3</sup> タンク1基、16 m <sup>3</sup> タンク1基、20 m <sup>3</sup> タンク1基、 22 m <sup>3</sup> タンク1基、32 m <sup>3</sup> タンク1基、50 m <sup>3</sup> タンク3基)
廃酸 以上1種類	_____	6.10m (10 m <sup>3</sup> 槽2基、25 m <sup>3</sup> 槽1基、5 m <sup>3</sup> タンク2基、10 m <sup>3</sup> タンク7基、 15 m <sup>3</sup> タンク3基、20 m <sup>3</sup> タンク12基、21 m <sup>3</sup> タンク3基、 25 m <sup>3</sup> タンク3基、45 m <sup>3</sup> タンク1基、55 m <sup>3</sup> タンク5基)
廃アルカリ 以上1種類	_____	6.10m (25 m <sup>3</sup> 槽1基、10 m <sup>3</sup> タンク1基、18 m <sup>3</sup> タンク1基、 20 m <sup>3</sup> タンク2基、55 m <sup>3</sup> タンク1基)
汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ 以上4種類	89.5 m <sup>2</sup>	2.40m (2000 ドラム缶 490 個若しくは1 m <sup>3</sup> コンテナ120 個 又はその混載)

（処理後）

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
汚泥（有機性汚泥に限る） 以上1種類	0.98 m <sup>2</sup>	0.90m (2000 ドラム缶2 個)
汚泥 以上1種類	30.0 m <sup>2</sup>	1.00m（屋外） 10.0 m <sup>3</sup>
汚泥 以上1種類	35.0 m <sup>2</sup>	1.00m（屋外） 24.4 m <sup>3</sup>
汚泥 以上1種類	60.2 m <sup>2</sup>	1.00m（屋外） 51.6 m <sup>3</sup>